

第二十四回国会 衆議院 地方行政委員会議録第二十一号

昭和三十一年三月十三日(火曜日)

午前十一時二十六分開議

出席委員

- 委員長 大矢 省三君
- 理事 龜山 孝一君 理事 鈴木 直人君
- 理事 永田 亮一君 理事 吉田 重延君
- 理事 北山 愛郎君 理事 中井 徳次郎君
- 青木 正君 唐澤 俊樹君
- 川崎末五郎君 木崎 茂男君
- 瀨尾 彌三君 櫻内 義雄君
- 渡海元三郎君 徳田與吉郎君
- 堀内 一雄君 丹羽 兵助君
- 五島 虎雄君 川村 纈義君
- 門司 亮君 櫻井 奎夫君

出席國務大臣 太田 正孝君  
 出席政府委員 後藤 博君  
 總理府事務官(自治庁 財政部長) 柴田 護君  
 總理府事務官(自治庁 財政課長) 鎌田 要人君  
 官(自治庁 稅務部市町 稅務課長) 圓地與田松君  
 專門員

委員外の出席者  
 總理府事務官(自治庁 財政部長) 柴田 護君  
 總理府事務官(自治庁 財政課長) 鎌田 要人君  
 官(自治庁 稅務部市町 稅務課長) 圓地與田松君  
 專門員

三月九日

委員 福井順一君 辞任につき、その補欠として 永田亮一君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日

委員 櫻内義雄君 辞任につき、その補

欠として 松田竹千代君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 松田竹千代君 辞任につき、その補欠として 櫻内義雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十二日

委員 赤松勇君 辞任につき、その補欠として 田中稔男君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日

委員 田中稔男君 辞任につき、その補欠として 坂本泰良君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事 永田亮一君 同月九日委員辞任につき、その補欠として 同君が理事に当選した。

三月九日

地方財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)の審査を本委員会に付託された。

同月十日

地方自治法の一部を改正反対に関する陳情書(鹿児島県議會議長牛飼市助)(第三三六号)  
 木材引取稅存続に関する陳情書(青森県上北郡天間林村長田島松次郎外三名)(第三六〇号)  
 地方財政確立に関する陳情書(東京都議會議長四宮久吉外九名)(第三六一号)

昭和二十七年以前分の国直轄工事負担金の支払措置に関する陳情書

(東京都議會議長四宮久吉外九名)(第三六二号)  
 新市の育成強化に関する陳情書(須坂市議會議長永井真吉)(第三六三号)

同日

合併町村の小、中学校に対する財政措置に関する陳情書(東京都議會議長四宮久吉外九名)(第三六五号)  
 地方自治法の一部を改正に関する陳情書(東京都千代田区長村瀬清外四十四名)(第三八八号)

同日

市町村公平委員会の存続に関する陳情書(東京都千代田区九段二丁目四番地全国公平委員会連合会長萱場順治外十一名)(第三九三号)  
 日本電信電話公社の固定資産に対する課稅反対に関する陳情書(東京都港区赤坂葵町二番地全国電話連合會長足立正)(第四二四号)

同日

本日(の)會議に付した案件  
 理事の互選  
 小委員の補欠選任  
 地方交付稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)  
 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案(内閣提出第六四号)

地方稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)  
 地方財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

〇大矢委員長

これより會議を開きます

地方財政法等の一部を改正する法律案を議題として、提案理由の説明を聴取いたします。太田國務大臣。

同日

地方財政法等の一部を改正する法律案  
 地方財政法等の一部を改正する法律案

同日

(地方財政法の一部改正)  
 第一条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。  
 第十条第一号を次のように改める。

同日

一 義務教育職員(の)給与及び恩給並びに義務教育の教材に要する経費  
 第二十七条の見出し中「事業」を「建設事業」に改め、同条第一項中「事業」を「土木その他の建設事業」に、「当該事業」を「当該建設事業」に、「その事業」を「当該建設事業」に改める。  
 第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除  
 第三十三条 地方財政再建促進特別措置法(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)  
 第二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。  
 附則中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰

同日

り下げ、第三項の次に次の一項を加える。  
 4 財政再建団体がその財政再建計画について第三條第一項の規定による自治庁長官の承認を受ける日前に第二十四條第一項の規定により起している地方債がある場合において、当該地方債は、当該承認を受けた日以後においては、第十二條の規定により起した財政再建債とみなす。この場合において、当該財政再建債とみなされる地方債に係る第十五條の規定による利子補給は、当該承認を受けた日以後の分については行ふものとする。

附則  
 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の地方財政法第十条の規定中義務教育職員(の)恩給に係る部分については、昭和三十一年七月一日以後において退職し、又は職中死亡した者に係る恩給から運用する。

〇太田國務大臣 たいだいま提案された地方財政法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

御承知のように、政府は、地方財政の窮乏を打開し、その再建を促進するため、今般地方行政制度について、

とう限りの改革措置を講ずることとしたのでございます。その一環とし

て、多年の懸案事項でありました養育教育職員恩給に要する経費の半額を国庫が負担する制度を創設することとしたことに伴いまして、地方財政法の経費の負担区分に関する規定を整備する必要が生じて参りましたのと、同法中の都道府県が実施する事業につき、受益市町村から負担金を徴収することができる旨の規定に関し、事業の範囲について疑義を生ずるおそれがありますので、これを「土木その他建設事業」に改め、その範囲を明確にいたす必要がございますので、同法の一部に所要の改正を行うこととしたのであります。また地方財政再建促進特別措置法の成立が予定よりおくれました関係上、同法の成立を見越してすでに職員整理を実施した赤字団体が退職手当の財源に充てますため起した地方債につきましては、現行法では、財政再建債としての取扱いができないために利子補給の対象とならないのでございますが、これらの団体の財政の再建を円滑に促進いたすためには、これらの退職手当債につきましても利子補給を行う必要がございますので、同法の一部に所要の改正を加えることとしたのでございます。

以上が、本法律案を提案する理由及びその内容の概略でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決せられんことをお願いいたす次第であります。

○大矢委員長 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○大矢委員長 次に、地方交付税法の一部を改正する法律案、国有資産等所

在市町村交付金及び納付金に関する法

律案、地方税法の一部を改正する法律案の三案を一括議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。北山君。

○北山委員 交付税法等に関連をいたしますが、この前お伺いしました地方財政の赤字につきまして、大蔵省と自治庁との間に若干見解の食い違いがある。自治庁の方では六百四十八億というものが赤字だ、ところが大蔵省の方では別個に計算をしまして、三百七十億というような内輪な数字を持つておる。そういう両者の食い違いがあるというところがございます。これにつきまして自治庁と大蔵省がたしか先月の末までには急いで話し合いをつけるといふような御答弁をいただいたと思っております。この点についてどういふ話し合いがつか、その後の経過を後藤さんから伺いしたいのであります。

○後藤政府委員 お答えいたします。赤字額の問題につきましては大蔵省では三百七十三億、われわれの方では六百四十八億と二十九年度決算を通じて申しておりますが、これは赤字額そのものが六百四十八億であるというところとは大蔵省もはっきり認めております。従って赤字額そのものについては問題はございません。ただ大蔵省、この前も申しましたように、赤字額のうちで再建債の対象になる額を幾らにするかという問題につきまして、三百七十三億という数字を出したことが経過的にあるのであります。これも大蔵省が明確に公示したところの数字ではないというところを大蔵省で申しております。従ってこの三百七十三億という数字も、別にはっきりした根拠が

あつて申しておる数字ではないとわれわれは考えております。従って赤字額そのものにつきましては、すでに問題はなくなくなったのであります。個々の団体につきましては再建債を幾らつけるかという問題になって参りますと、これは資金という観点から見ると、赤字そのものをとらえていくかという二つの考え方がございます。その点につきまして、少し団体を当ててみようと申すかというので、現在までこの申し出がありまして、現在までこの申し出がその上で一応将来の申し出団体に対する基本的な線を出そう、こういうこと作業をいたしておるのであります。できれば今週中にはこの程度のものをつけておきたいことをはっきりしたいと考えております。もうすでに再建計画のきまつた団体もござりますので、おれわれとしては赤字額をそっくりそのままつけてもらいたいというように主張しております。もちろん団体側の希望がそれより低ければ、それをとっていいと思いますが、その辺のところではやはり再建債の対象の問題は、まだはっきり話がきまつたところには行っておりません。

○北山委員 私も単に赤字の形式的な額、表に現われた金額の相違ということとを問題にしているんじゃないかと、これが今度の再促進法の適用の場合に融資率といふこと、その赤字のうちどの程度に再建債をつけ得るかということに問題をして伺いをしておるわけでありまして、赤字の形式的な額については、大蔵省との間に意見の相違はないというお話でございますが、やはり今申し上げたような、どの程度にこの赤字額、再建債について再建債

を認めるかということについては、結局まだ結論が出ておらないというふうな模様でございますが、何でも伝うところによりまして、大蔵省ではその際に従来のその団体の税の滞納額はこれを差引くんだ、まあ一つの受け取り債券であるというふうな意味合いから差引くというのを申しておると聞いておられますが、それらの関係はどのようになつておられますか。

○後藤政府委員 ごく最近の大蔵省の意見は、滞納額という問題は別に問題にしないようになつたやうであります。しかし違つた観点からある程度の資金という考え方を非常に強く持ちまして、そちらの方面から多少制限しようとする考え方があつたやうであります。しかしまだはっきりそれが公式的な意見であるかどうか確かめておりませんが、今大体一応の申し出団体の作業を終つたところでありまして、これから具体的な方針をきめるという段階であります。まだはっきりしたことは申しておりませんが、おっしゃいますような滞納額という観念はやめたのではないかと私も思っております。

○北山委員 はっきりしておりませんが、やめたのではないかと申すことは、従来滞納額を債権として赤字から差し引くということを大蔵省の方で主張しておつたというふうな反面うかがえるわけでありまして、当然理論的にいいますと、滞納額というもののうち次年度に徴収できる分は財政計画面上においても次年度の普通の税金の中に見込まれるという関係になるのでありまして、当然それぞれ年度の税金のうちには逐次見込み得るといふような形で見なければならぬので、赤字の方から

滞納分を差し引くということとは理論的にはおかしいのではないかと、こういうふうに思われますので、その点は一つさうらに大蔵省を啓蒙していただくようにお願い申し上げます。今その作業をしておられる、こういうふうな言われましたが、これは具体的に再建債、再建予定団体、こういうものの再建計画にして作業をやつておられる、こういうふうな状態でありませぬか。

○後藤政府委員 審査いたしておりますのは、再建計画そのものの審査よりも、赤字の内容問題であります。赤字の内容を大きく分けると、繰り上げ費用、事業繰り越し、支払ひ繰り延べと三つあります。今まで審査してきまして作業というものは、その繰り上げ費用の中にわれわれの考えている繰り上げ費用と違つたものがあるのではないかと、それから事業繰り越しそのものの中に赤字と見るべき事業繰り越しがあるかないかという問題で、支払ひ繰り延べは大体問題ありませんが、この二つにつきまして個々の団体の現実の決算の状況を調べておつたのであります。その作業が一応予定しておりますので、一方方針をきめようじゃないかという段階にきているということを申し上げます。

○北山委員 この問題は結局再建債に対しての再建債の融資率の問題でありまして、今全国の再建法の適用を受けようかどうかと思つて迷つておる団体にとつては、非常に重要な問題であるかと思つておるのです。一体どの程度に再建債を出してくれるのかということ

は、これは再建計画を作らうとする場

は、これは再建計画を作らうとする場

は、これは再建計画を作らうとする場

は、これは再建計画を作らうとする場

は、これは再建計画を作らうとする場

合においても、個々の団体については前接になる問題であります。それでこれは至急再建債をどの程度にどの範囲で認めるか決定していただきたい、こういうふうな希望するわけであり、近いうちに決定するというお話でありますから、その機会をお待ちすることになります。

それから次に財政計画の関係であります。退職手当債、これは三十一年度は六十億となつておりました、そのうち三十億というのは、いわゆる整理等の退職、人員として九千五百人の分、あとの三十億は毎年の新陳代謝、いわば一定の率でもつて見た自然の退職である、こういうふうなお話でございますが、こういう自然の新陳代謝等の退職について退職手当債を課してもいいというふうな根拠をどこに求めておられるか。初めは地方財政法の一部改正の中へ含めるといふような立法措置がやはり必要だといふお話がございましたが、その後においてはそういう必要がないといふような御解釈のようでありましたが、この点を明らかにしていただきたいのであります。

○後藤政府委員 退職手当債のうちで新陳代謝の場合が現在の二十四条の規定で読めるか読めないかという議論があったわけでありまして、それで二十四条の解釈で読めるといふ解釈になりましたので、財政法の改正をやめたわけでありまして、読めなければ財政法の改正をして新陳代謝についての退職手当債を認めよう、こう考えておつたのであります。現在二十四条の規定で読めるということになりましたので、財政法の改正を落したわけでありまして、

「地方公共団体は、当分の間、職制若しくは定数の政廃又は予算の減少により職員を退職させる場合」そのどこに当るわけですか。

○後藤政府委員 「予算の減少により」これで読むわけでありまして。

○北山委員 そうすると新陳代謝といふのは、いわば予算のいかんにかかわらず、自然にやめる者が出たらそれを補充する者が出たりするということであつて、初めから計画をされて出てくるものではないと思つて、ところが二十四条の「予算の減少により」といふのは、やはり職制の政廃とかいふことと同じように、計画的に予算でもつて何人の予算定員を減らすといふようなことがなければいけないのじゃないかと思つて、私の考えでは、どうも二十四条の「予算の減少により」といふことを、そのように都合よく読むわけには参らぬのじやないか。

○後藤政府委員 そういふ御意見もございまして、われわれの中にも一部そういうふうな解釈をとる者もおつたのであります。しかし実質的に予算の減少が伴うような大層の新陳代謝が行われた場合には、やはりこの条文で読める、こういうふうな私にも解釈し、そういうふうな統一の解釈になつたわけでありまして、従つて個々の自然退職が全部この対象になるという意味では、たゞ三十三億の起債の中で、たゞ五分は半分くらいしか考えておりません。従つて個々の自然退職が全部起債になるのではなくて、ある程度大層に

新陳代謝が行われた場合には起債の対象にする、こういうふうな私にも考えをおるわけでありまして。

○北山委員 大層であろうが少量であろうが、それは性質としては別個の問題だと思つて、要するに起債の対象になる一つの単位の数字になるかならないかという問題でありまして、この二十四条の「予算の減少により」といふものを当てはめ得るかどうかといふことは別個の問題じやないかと思つて、たしか地方公務員法の中に、その意に反して退職をさせる場合といふようなことがあると、お説のようによつて二十四条の「予算の減少により」といふことを読むとすれば、結局地方公務員法のそういう制限といふものは何もしないことになりはしないか。要するに結果として予算の減少を伴うといふ意味であるといふことになり、その意に反して退職ができる事象といふものは幾らでもできる。地方公務員法のそういう制限といふものには、そういう大きな穴が明くような結果になりはしないか、私はそう思つて、それがどうですか。

○柴田説明員 この二十四条の条文でございまして、通常行政整理の場合の表言といつたしましては、その意に反して職員を退職せしむる場合といふのが通常の文言でございまして、二十四条の場合におきましては、その意に反して職員云々といふ文言が抜けておりまして、そこでこの条文でそういう大層の新陳代謝が行われました場合を含めるかどうかというので、実は今回の予算の措置をいたします場合にどうするかという問題で議論をしたのでござい

ますが、予算の減少によりということ、結局大層の新陳代謝があまりなつた場合におきましても、予算の平均単価といふものは実質的に下るわけがございまして、そういう場合におきましては、予算の減少によりということでは読めるという解釈に大体なりましたので、立法的な措置をとりやめたわけでありまして。

○北山委員 私は地方公務員法の同じような言葉と両方関連せしめて考えるから、予算の減少によりといふのは、初めから計画的に予算人員はこれだけ減らすんだということによつて起るその退職なり整理をしなければならぬ、こういうふうな私は解釈するのが当然だと思つて、今後藤さんがお話のように、新陳代謝の場合でも結果的には予算の減少を伴うからこれと読めるといふことは、地方公務員法の規定を非常に拡大してしまつて、どんな場合でも予算の減少を伴うことになつてナンセンスになるというところになつて首が切られてしまつてしまふと思つて、だからそういう観点から見れば予算の減少によりといふことは、やはり予算定員等の人事上の方針を予算の中で数字的に示したその根拠に基いた整理なり退職といふ場合に限るといふように解釈しない、私はとんだことになつて思つておるのですが、その辺はよく考えた上で、御解釈になつたのですか。

○後藤政府委員 一般職員の場合は大して問題はないのであります、教員の場合には御承知の通り生徒児童がふえておりました。ふえておりますが、しかし新陳代謝が行われておる。増員をしなければならぬといふ要請が片一方ありなが

ら、やはり新陳代謝が行われておる。その新陳代謝に対して起債を認めてくれといふ要求があるわけでありまして、従つてその場合に一体起債がこの条文で認められるかどうかということが問題でありまして、その場合に予算の減少により、一円でも下つておればそれでいいじやないかといふことが言えるわけでありまして。しかし一円でも下つておればそれでいいといふことよりも、実質的に予算の減少があればそれでいいのじやないかといふ説が一つできるわけでありまして。従つて一応新陳代謝によつて給与の平均が落ちていくといふような場合は、これは明らかに実質的な予算の減少である、こういうふうな考え方が一つありまして、もしも読めなかつたら法律を改正しようといふことでは、読めるといふことになりまして、法律改正はやめたのであります。地方公務員法の方はその意に反してといふのがついておりますから、これは別な要素が入つております。われわれの方の退職起債の方はそういう要素がありませんが、やはり地方団体の要求にこたえる方が、いいのじやないかといふ意味で、私もはよく解釈するといふ説を、法律改正をしなかつたのであります。

○北山委員 しかしやはり同じような言葉を使つて、いわゆる「予算の減少により」といふのをそのように拡大して読むといふことは、結果として公務員法の同じような言葉の拡大解釈になつてしまふ。私はそういう関連からも、やはり「予算の減少により」といふのは、新陳代謝で結果的に

一円でも予算が減りさえすればいいのだというふうな便宜解釈では、はなはだもって危険ではないかと思つておる。従つて、法制局がどのような解釈をされたか知りませんが、どうでしょう。後藤さん自身この二十四条の条文をどういうふうにお考えには、やはり適當でないとお考へになつておるんじゃないですか。

○後藤政府委員 私はもう前からこれは読めるじゃないかという説なんでありまして。読めないという説の人もちろんあります。しかし私は初めからこの条文で読めるから新陳代謝の場合もついたらどうか。ところがそれについてはいろいろの疑義があつたのでありまして、まあ読めるという統一解釈になりましたので、これももちろん法制局に相談した結果でありまして、現行法で退職債がつけられるというふうに考へた次第であります。

○北山委員 そうすると、予算の減少というものは、結果的に一円でも減ればいいのだということになれば、何と比べて減るのですか。昨年度の予算と比べて減るのですか。あるいは総体の金額において減るのですか。だから、もしもかりに新陳代謝というものを予算の中で見込んでおつても、総額において予算が昨年と比べて一円でも減少にならぬということになれば、その場合には退職手当債はつけられないのですか。

○後藤政府委員 もちろん前年度の予算と比較するわけでありまして。前年度の予算と比較して平均単価が落ちておれば、一円落ちておつてもやはりつけられるという解釈であります。これは實際問題として新陳代謝があります。これは

ば、必ず平均単価は落ちて参ります。落ちない場合は、もちろん実質的な予算の減少ということになりませんから起債がつけられない。一般財源で出す。こういうことになるわけでありまして。

○北山委員 その予算の減少というのは、平均単価が落ちればいいという意味ですか。どこにそんなことを書いておられますか。予算の総額というのが普通じゃないですか。平均単価というのがかつてな解釈じゃないですか。

○後藤政府委員 先ほど申しましたように、実質的に予算の減少を伴はばよろしいという解釈であります。それを打ち割つて申しますれば平均単価が落ちればよろしい、こういうことになつておりましたのでそういうことになつたわけでありまして。

○北山委員 そうすると、結果的にどうお話ですが、初めの予算の上では減少にならなくても、結果的に減少になればいいというのであるか、あるいは初めから平均単価を低めるような予算で組む場合でなければだめというのであるか、どちらですか。

○後藤政府委員 初めから予算を平均単価を落して組む場合もございまして、それからそうでない場合も私にはあると思つておる。両方あると思つておる。

○北山委員 そうでない場合というのは、これはつまり年度末までやつてみなければ、落ちるか落ちないかわからないじゃないですか。そういう途中でわかからぬことで意味のないことになつておるのではないですか。

ばわからぬかもしれません。しかし起債は大体年度末につけるのでありますから、それ前には前借りの格好で出すのですから、実際に落ちた場合に初めて起債に切りかえる、そういうことになつておるわけでありまして。

○北山委員 二十四条の「予算の減少により」というところに入れて解釈するたに、非常に無理な解釈がそこにあるのではないかと思つておる。そしてこれがさらに地方公務員法二十八条の方に逆に疑義を生じてくる。だから、いわゆる予算単価が落ちればその意に反して首を切れるということに、あるいは拡大解釈して読めないか、読めることになつたのではないか、非常に危険ではないかと私は思つておる。非常に危険ではないかと私は思つておる。非常に危険ではないかと私は思つておる。非常に危険ではないかと私は思つておる。

○後藤政府委員 その辺の問題がございまして、法制局にいろいろ打ち合せした結果、現行法で読んで差しつかえないということにきまつたのであります。

○北山委員 この点につきましては、公務員法との関係もございまして、やはり今お伺いしたところでは、どうも二十四条の「予算の減少により」という言葉を、不当に拡大して、便宜的にこれを解釈しておるような関係もあり、また地方公務員法二十八条という非常に重大な規定の拡大解釈を起すという危険もありませんから、あとで法制局を呼んでさらにお伺いしたいと思います。

それからきょうお出しになつた地方財政法をちょっと拝見しますと、地方

財政法の第三十三条を削つておるようですが、これはどういふわけですか。

○後藤政府委員 第三十三条は地方債の特例の規定であります。それは前に第五條の改正を行いました際当然削つていくべきものであつたのであります。が、その第三十三條の中に自治体警察に關する起債の問題が入つておる。従つて、その自治体警察の規定がありましたので、一応形の上では残しておいたのであります。市町村の自治体警察が府県の方に移つて参りましたので、実質的に前から動いておらない条文でありますので、この際規定の整備をはかる上からこの条文を削つたのであります。

○北山委員 第三十三條は、「地方公共団体は、当分の間、左に掲げる経費に於ては、第五條の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とする」とがございまして。一義務教育年限の延長に伴う施設の建設費、二自治体警察の創設及び整備に伴う施設の建設費、三消防の強化に伴う施設の建設費」ということになつておる。そこで第三十三條を削りますと、これらの臨時的な地方債を財源とすることができないということになるのではないかと。しかし第五條第一項第五号に消防だとか文教だとか、そういうものはございしますが、自治体警察の方は完全にできなくなると。義務教育と消防の方は第五條の條件を満たす場合にのみ起債が許されるというように結果はなるのではないかと、ということになれば、今後自治体警察の廊舎等の整備、建設等は起債の対象にならない、こういうことになつておるのではないかと。

○後藤政府委員 そういふことではございせん。五條でもう読めるから、この条文を削つても、別に実質的に変更を来たさないという意味でありまして、自治体警察の廊舎を起債でやることは五條の規定でできると解釈しておる。

○北山委員 五條のどこでできるのですか。

○後藤政府委員 五條の五號の「土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費の財源」ところで読めると考へておる。

○北山委員 そうすると今の第三十三條を削つたということは、第三十三條の外はやはりこの第三十三條を削つても第五條によつて地方債は許される。これは自治体警察についても消防施設についてもみな同じだ。ただし標準税率以上はとらなければならぬということになつておる。そういうことになると、たとえば東京みたいなところで、標準税率に達しないような場合にはできないということになるわけですか。

○後藤政府委員 標準税率の制限はございませぬけれども、全部五條で読めるというところから、これを規定の整備で削つたのでございまして。現実の問題として、やはり標準税率以上のところから起債を認めておる。東京も標準税率もございまして。従つて実質的には、これを削りまして変化はないと私どもは考へておる。

○北山委員 もう一点お伺いします。この前地方債の一般事業債の減少についてお伺いしたことがありますが

が、昨年よりも百八十五億ですか、減少しておる。その結果として地方債の一般事業債等の起債の率は、どの程度減るかとお伺いしたところが、一割くらいじゃないかというお話しだったんです。しかし実際には昨年度に比べて、金額において三〇%くらい減っております。三〇%減るものが現実には一〇%の減額にとどまるといふことはどういふことなんでしょうか。

○後藤政府委員 起債の充当率がどのくらい下るかという問題ですか。

○北山委員 そうです。

○後藤政府委員 充当率で行きますから、一般財源との伸びと関連がございませう。従って一般財源の個々の伸びを計算に入れて充当率をきめておられますから、県によりましては非常に異なるものが出て参りますが、大体一割くらいは落ちるものと考えても可いというところを、私はこの前申ししたのであります。もっと落ちる団体もあるかもしれません。これは団体によって非常に違ってくると思います。

○北山委員 この前も申し上げましたが、これは相当重大な問題だと思ふんです。後藤さんは今度は税の自然増収も相当あるし交付税もふえたんだから、そこで公共事業費等の地方負担分は一般財源の方から相当これを振りかえ得る。従って起債が減っても事業はそう影響を受けないというふうなお考えのようでありませうが、どうもわれわれから見ると、こういうふうな急激な、総額において三割もの減額でありますから、その分を地方団体の一般税収等の財源から持つてきて、しやにむに事業をやるといふような団体はなかなかこの節ないと思ふんです。従って

こういうようなことをやりますと、公共事業の補助率を高めましたも、おそらく地方負担が工面できないために事業をやらない。あるいはそこに政府の方のねらいがあるのかもしれないけれども、やらないという団体が相当出てきやしないかということ、やれる団体に事業が集中していくんじゃないかという懸念があるわけですが、そういう懸念はないかどうか。

それから同時に、一説によりまして、今まで補助事業については、補助金がきまればそれに付随して起債を一定率でつけた。ところが今度はそれがなくなつて、たとい補助金がついてもそれに伴つて一定率の起債をつけるんじゃないかと、起債は起債分として、別にその団体の償還能力等を勘案してきめていくんだ、こういう方針に切りかえたという話を聞いておるのですが、そういうことはありませんか。その辺の関係を一つお伺いしたい。

○後藤政府委員 三つの御質問があったやうであります。一つは財政計画の上で起債を多く見て参りますれば、それだけ一般財源が減るわけでありませう。従つて一般財源をふやしていくという方針で参りますれば、どうしても起債が減る。それが起債の将来の償還額を減少していくという建前から、一般財源をふやすことに力を入れました関係で、起債の総額が減つてきた。財政的起債が減つてきた。こういう意味で私は、量はなるほど昨年よりは減つておりますけれども、財政計画の上から申しますれば、私は改善されたものと考えておるのであります。

第二の点の、起債が少なくなったので事業をやらなくなるのではないかと、公との見合いの問題もございませう。他一般財源の多寡によりまして、それぞれ団体の事業を自分の財源を判断しながらきめていくことになり、起債は特殊な場合しか使わないという考え方に持つていく過程としては、やはりだんだん少くしていくのがいいのではないかと、かように私は考えておるのであります。

それからもう一つは、起債をつけます場合に、一定率でつけると申しておりますが、その一定率でつけます場合は、やはり一般財源を考慮して率をきめてつけておられますが、それぞれの団体を考へますと、余裕財源の量を十分に考へて起債の率をきめておられます。もう一つ申しますと不交付団体の起債の充当率は低く、交付団体の方を高くしておられます。交付団体の中でも、それぞれ財政の事情によつて充当率を従来加減しておられます。補助事業についてはそういう方針を二筋とりまして、そういう場合にはやはり起債でありますから、償還能力を繰り込んで行かなくてはなりません。公債費の累増しておるような団体につきましては、そう多くの起債をつけるにとさらに苦しんで参ります。その辺もやはり考へなくてはならぬ。従つて全然別個に離れて、償還能力だけでつけるという考え方はいたしておりませぬ。定率でつけながらやはり個々の起債の償還能力を考へ、あんばいしていくという考え方とつて行きたいと考へておられます。

○北山委員 そうすると補助事業について起債のつけ方については、方針

○北山委員 そうすると原則的には従来の方法でやるが、多少は三十一年から起債のつけ方が変わってくる、こういうふうに受け取れるのですが、特別の場合に償還能力を考へてやるということになると、補助の方は一応きまつたところから起債の方は、償還能力を考へますから、償還能力のないような

団体は、もちろん一般財源でもって自己負担分を見て、その負担分を一般財源に振りかえるというふうな力がなないので、従つて、起債が今のような考慮によつてつかないために、その事業を返上しなければならぬという事態が起り得ると思ふのですが、そういうことを予想してかかつておるので

○後藤政府委員 別に予想するわけじゃないけれども、償還の額が非常に多くなつておる団体につきましては、一定率でつけてやりますれば、さうにふえて参る場合がございませう。もちろんその団体の事業費の問題と関係がございませうけれども、そういう場合にはやはり償還能力を中心に考へ、ある程度要素に入れて、そして起債はこの程度しかつけないといふこともあり得ると思ひます。具体的にどの団体をどの程度といふことは今考へておりましたが、つまり償還能力という要素をある程度考へていきたいといふことではあります。

○北山委員 この前も若干これに触れたと思ふのですが、再建団体と再建団体にしない団体との間に、こういう補助事業等について一体どの程度に考へておるのか。これは非常に地方団体が関心を持つておるわけですが、再建団体が再建団体になった方が一定の仕事を保証されるから再建団体の適用を受けよう、この際自力再建もできないわけではないけれども、再建団体の適用を受けた方が事業の保証がある、補助ももらえ、起債もつけられる、だから再建団体になつておる、こういうふうな方が地方でも飛んでおられます。また一方か

らいうと、再建団体の適用を受けないというともう仕事は何にもやれない、こういうような宣伝も行われておるわけですが、もう少しその点を的確に、地方を迷わさないように、どういふふうな御方針なのか、一つはつきりお伺いしたいのです。

○後藤政府委員 私に補助事業につきましてはやはり定率でつけますから、再建団体であろうとなかろうとそう変らないと考えております。ただ単独事業の場合はやはり問題であります。単独事業を起債である程度――再建計画を組んでおる場合と全然再建計画を作らないでおる団体とどちらを考えるかという場合には、やはり事業を絞って細々ながら単独で事業をやっているという団体にやはり優先させるということになるのじやないか。もちろん事業にもよりますが、やはり再建団体として財政の全体を圧縮しておる団体の方に優先してつける方がよいのじやないか、かように考えております。補助事業についてはそり大きな差は私が出せないかと考えます。

○北山委員 補助事業については、大體再建団体であろうがなからうが大した違いはない、単独事業については多少差がつくかもしれない、こういうお話ですが、なおこれに関連しまして、どの県でしたか、ある県では県が補助金をプールして補助金の調整財源みたいなものを持って、それを手持ちにして合併町村とその他の町村とが政策的にもこれを運営するという団体があるやに聞いておるのですが、こういうことはいいことですか。

○後藤政府委員 合併を促進するため補助金を各地方団体に分ける場合に、各省の補助金をやはり合併町村に優先してもらいたいという希望は自治庁としても申しております。従ってそういう意味で補助金が合併町村の方に優先されていく場合もあると思えます。それから県の補助金の場合もやはり同じような方式で合併町村に優先的な取扱いはしている県もあると考えております。

○北山委員 この問題はさういふふうな補助金のプール財源をどういふふうな運用するのよよく調べて見ないとわかりませんので、私もどういふふうな方法でやるのであるかその方法いかんによつてはやはり行き過ぎがあるのじやないか、こういうふうに思っていますから、その点よく調べてみたいと思えます。

なお最後に一つだけ、先ほど退職手当の六十億に關連いたしますが、これは今度の財政計画では給与費の中に六十億というのが退職手当として入っているのだらうと思つていますが、給与費全体の内訳は何か資料として出ておりますか。その六十億を含んでの給与費計算の基礎というものがここに資料として出ておらなければ、それを出していただきたいと思つております。

○後藤政府委員 承知しました。

○大矢委員 五島君。

○五島委員 簡単にお尋ねしたいと思つて、財政計画の方針を見ると教育職員の三十一年度の増員、それから児童数の増加、これを見ますと五十一万人の生徒がふえる。そこで七千二百名級ふやさなければならぬ。それで小学校の先生は千四百四十六人、中学校の先生は千四百四十六人、百五十九人というふうな増員をす

算してこれは義務教育国庫負担金の算定の基礎によつて算定されたんだという説明があり、そしてその所要金額を二十一億円ばかり見込んでおるわけですが、ところが実際の各地方団体の来年度の予算の審議状況を見てみると、自治庁はさういふふうに見込んでおつても、実際の問題として教育職員の定員をふやされないというふうな状況が諸々方々に出てきているわけですが、生徒数は自然増加がほとんどある。そして教職員の労働過重というふうな問題もそれに伴つて現象に生ずるわけですが、それで学級当り小学校五十八人あるいは中学校四十七人ですか、さういふふうな平均の中から割り出されたこの方針と、実際の各地方団体で教職員の定数とか何とかをきめておるわけですが、その方針に、全国は沿つて定員数とか何とかが実施されているかどうかということを開いておきたいと思つて

○藤田説明員 義務教育教職員増員の計算は従来は財政計画上の計算だけ別々の計算を立てておりました。ところがその計算を立てました結果が義務教育費国庫負担金との関連で、財政計画の計数が非常に変な形に相なる。そこで本年度からはさういふ方針を改めまして、義務教育費国庫負担金の計算に乗っかっていく、さうして参りますと従来との行き方が違つておる。従来の方針で行きますと財政計画上の計数を作りまして、国庫負担金は特定財源として計算をする。さうすると国庫負担金が、不足をいたしておりまして年度の途中で補正されまして、それだけのものは財政計画に補正されない、いわば財政計画上において完全な形におい

て計数が見積られておつたけれども、特定財源が不足しておつたのだ、その不足をしておつた特定財源を国庫負担が補正をしたのだから、言いかえれば財政計画を実際に当てはめて見ました場合に、地方団体が赤字になつてい

たのだ、さういふ考え方になるわけですが、ところがさういふ考え方をとりますと、財政計画と国庫負担との両方が並行いたしました場合には非常に不利な形になつてくるのであります。本年度はそれをやめまして、国庫負担金といふもの基礎によつて財政計画上の数字を組んでおりましたので、もし年の途中におきまして国庫負担金が不足をいたしました、補正をされまして、その分に應ずる部分が、財政計画に修正されなければならぬ、さういふ格好になるわけでありまして、その場合の増加教職員数の見積りにつきましては、一応は最近の大体平均の学級当り児童数といふものを基礎にいたしまして、国庫負担金の方は計算いたしておるわけでございます。それが今お話の学級当り四十六人と四十三人とかいふ数字であります。この数字が実態に合つかどうかという問題であります。實際には必ずしも合つておらないと思つて、また合はずはないのであります。またさういふ計算で財源的には見ておるといふことは、地方団体に連絡いたしますけれども、地方団体がそれぞれの事情によりまして将来の児童数の増減状況も考へて、教職員数の増加をはかつておるわけでありま

れば、一応の義務教育職員の育成も行われましようし、それによつて必ずしも全国一律に平均的に突つ込みました仮定学級数の計算をしていないところもたくさんあると思つて、現に非常にふえておるところもありませんが、しかし去年当りから児童生徒数の増加に伴ひまして、教職員数を一向にふやさないで、今年も若干ふやさないで、去年ふやしたところは今度は押えるという傾向が見られております。

○五島委員 昭和三十三年ごろになると、児童数が減つていく、これは日本全人口の動態の中からさういふことが言えるわけですが、これはあくまで基準の問題です。これはいかゞいふのですけれども、實際の問題として今まで一学級当り五十人の生徒数には大體一人の先生が要るのだ、これをもつて労働量、教育の向上といふものの算定基準になつておると思つておる。ところが現実の問題として五十名をはるかに突破して、五十九名あるいは六十名というふうな生徒数をもつて一学級当りの人数だといふように、各地方団体は地方の財政の中では組み、そしてそれが實際の定員といふふうな問題で処理されておるわけですが、ところがここで私が質問する要点は、今北山さんが質問されたところの再建特別措置法の適用をめぐつて、さういふふうな問題が非常に混乱するのじやないか。さうするとこれは一片の方針だけだ。さうして二十一億円予定した。さうすると現実の赤字の問題とそれをカバーするところの方針といふものは、自治体の方針は現実生きて動かない、波動しないといふふうなことにかなりかねないの

じやなかるうかという疑問が生ずるわけです。というのは、地方自治体は非常に財政で困つておる。ところがこれの適用を受けなければならぬ。適用を受けるといふためには、定員をふやしてあげれば、やはりそれだけ支出が増になる。だから今まで五十九名という一学級当りの生徒数に比例して、教職員の定員をきめておつたのだけれども、昭和三十一年度は人口の自然増がある。それでどういふところから行くかと、数百名は定員をふやさなければならぬ理屈にはなるけれども、生徒数を一学級によけいに押し込んで、そうして教職員の数はふやさない。それがいわゆる地方財政の節約というふうな意味にも合致して行くというふうな方面から、義務教育等々が運営されていって、非常な事は重大ではなかるうかというように私は思ふわけです。ところが全国各都道府県あるいは市町村における教育の実態においては、某県は一学級当り六十四名を一人の先生が受け持っているところもあるでしょうし、あるいは一学級当り五十五名を平均として教職員の定員をきめているところもあるでしょう。そうすると日本全体の教育の立場からすれば、やはりそこに今重大な問題となつていふところの教育の平均化、教育の均衡化という問題は、この財政の面からその実態が消えていってしまうおそれがある。

う面からするならば、財政の問題はもちろん重要でしようけれども、實際教育の面からすれば、先生の一日当りの労働過重になり、生徒の側からはやはりその手を取つて綿密な教育のやり方というものが粗悪になるおそれがある。それは優秀な先生たちですら、六十一名になつても、六十五名になつても、それは十分やれるとは思いますが、そうすると全体の教育——これは文教関係になるでしょうけれども、教育の面からして財政は基準を示したけれど、それは地方団体がやるんだというふうな、こういう重大な問題が一面にはありながら、ただ基準を示して野放しにされるつもりでありますかというところを質問しているのです。

○柴田説明員　そういうような懸念がありますので、従来のやり方を変えたのであります。従来のやり方からいいますと、財政計画上で一方的に経費を見て、そうして特定財源としての義務教育費を引いてそれで事足りる、あとは文教費の国庫負担金が足るか足らぬかという問題で仕事をするというやり方であつたのであります。お話をよくな問題があるわけでありまして、それで財政計画上の計算の基礎を変えまして、義務教育費国庫負担金を予想した職員数と見合ふ額を上げた、つまり国庫負担金と同じ扱ひをしたわけでありまして、そうするとやがて教職員の増員の実態がわかつて参りました。負担金自身が足るか足らぬかという問題が起つてくる。そうすると補正の問題が起つてくる。それに合せて財政計画を直していくということになります。お話をよくな問題は、結局教職員の合理的な標準定数というものを考えるほかにはないのではありません。これは文部省でやつておりますが、まだ結論に至つておりません。私たちにいたしましたも、一般職員の給与をきめますのには、最後には一般職員の標準定数を考えなければならぬ。そういう問題とあわせて一環の問題として処理していきたい、かように考えております。

○五島委員　そうすると具体的に三十一年度までは一学級五十九名の生徒数をもつて一人の教職員を配置した。これを昭和三十一年度まではやつてきて、そして昭和三十一年度の予算の編成に當つては、あるいは特別措置法の適用団体になるためには、どうしても生徒数をふやさなければならぬ。そして先生の増をカバーしていかなければならぬ。それでなければどうしても七、八年かこれに健全財政化する方針さえもつかないという面が出てくる。県があるとするならば、そういう場合はどういふ処置をされるつもりですか。

○柴田説明員　ちよつと補足いたしました。以上で終ります。

○柴田説明員　ちよつと補足いたしました。が、ただいま実際の御質問でございますが、実際の問題といたしましては、形式的にここでは義務教育国庫負担金を基礎にして計算をいたしてありますが、実際問題といたしましては、各県では実際の学校につきましては、教職員の状況を把握して、学級数が不足しておるかあるいは十分か、あるいは余つておるかというところを見ておられます。そうしてその個々の学級の状況につきまして増加教員数を定めていくという方法を最近とつております。先ほどお話になりましたように、機械的に仮定学級数にして計算するといふ段階は、数年前のことでありまして、最近ではそういう計算はやつておりません。それから再建計画を立てます場合でも、現実には一応必要な教職員数というものは確保されて、それに見合ふ一般財源との関連において、必要な教職員数かどうかということが問題になるわけでありまして、国庫負担金そのものといつたしましては、実給与額の半分になつておるわけでありまして、やはり財政計画とすれば、やはり日本全体の文庫負担金が来るわけでありまして、従いまして実際の再建の段階になつて参りますと、特に義務教育費というものは、地方団体では基本的な経費でありますから、御心配になるような点はあまりないと思つております。

いのであります。これは文部省でやつておりますが、まだ結論に至つておりません。私たちにいたしましたも、一般職員の給与をきめますのには、最後には一般職員の標準定数を考えなければならぬ。そういう問題とあわせて一環の問題として処理していきたい、かように考えております。

○柴田説明員　具体的な県につきましても、いろいろ問題があらうかと思ひますけれども、教員の増と申しまして、ここにあけておられますのは、今義務教育費国庫負担金の計算の基礎に合せておるわけでありまして、要するに児童生徒数の自然増加だけを考へて、そうして仮定学級数を割り当てて教職員を出しておる。現実に地方団体では社会増もあるわけでありまして、つまり都市におきましては、自然増以上の生徒増も起りますし、農村におきましては学校統合の問題も起つてくる、さよふな問題を考へて、各県々々の具体的な方法を講ずるわけでありまして、ただ一概にここで統一的な方針をどう考へ

○柴田説明員　具体的な県につきましても、いろいろ問題があらうかと思ひますけれども、教員の増と申しまして、ここにあけておられますのは、今義務教育費国庫負担金の計算の基礎に合せておるわけでありまして、要するに児童生徒数の自然増加だけを考へて、そうして仮定学級数を割り当てて教職員を出しておる。現実に地方団体では社会増もあるわけでありまして、つまり都市におきましては、自然増以上の生徒増も起りますし、農村におきましては学校統合の問題も起つてくる、さよふな問題を考へて、各県々々の具体的な方法を講ずるわけでありまして、ただ一概にここで統一的な方針をどう考へ

○柴田説明員　具体的な県につきましても、いろいろ問題があらうかと思ひますけれども、教員の増と申しまして、ここにあけておられますのは、今義務教育費国庫負担金の計算の基礎に合せておるわけでありまして、要するに児童生徒数の自然増加だけを考へて、そうして仮定学級数を割り当てて教職員を出しておる。現実に地方団体では社会増もあるわけでありまして、つまり都市におきましては、自然増以上の生徒増も起りますし、農村におきましては学校統合の問題も起つてくる、さよふな問題を考へて、各県々々の具体的な方法を講ずるわけでありまして、ただ一概にここで統一的な方針をどう考へ

○大矢委員　川村君、時間がありますから、簡単な問題を一つ確かめておきたいと思ふのですが、後藤財政部長にお

願います。

自治庁の方でも御存じだと思つて、  
すが、政府が農林省を通じて、農山漁  
村建設総合対策というふうなことで、  
新しい村の対策を立てて、三十二億か  
三億、数字は私の記憶に間違いがある  
かも知れませんが、三十二億か三億  
の予算でやろうとしておられるので、  
それらの内容を御存じでございます

○後藤政府委員 農林省で農村振興計  
画というものを作りました、額も大体  
おっしゃる程度の額だと思つて、  
が、資金プールを出していただくとい  
うような計画があるということを知り  
ておりますが、その内容は、私ども  
まだはつきりつかんでおりません。

○川村(維)委員 私の申し上げるこ  
とが間違つておつたら、あとで一つお調  
べになって訂正して下さい。今年度政  
府は今の三十二億か三億を予定いたし  
まして、三十一年度だけで五百町村を  
指定する、そして一カ町村に六百五十  
万円見当で、今の計画を遂行させる。  
ところが六百五十万円というても、こ  
のうちの四割、二百六十万円だけを農  
林省が補助しようというわけですね。  
これが私の計算ですと大体十三億にな  
るわけです。ところが残りの分の六  
割、十九億五千万円でありまして、  
か、それは結局指定された町村の持ち  
出し分になるのじゃないか、こう思  
うんですよ。今年五百町村を指定し、来  
年また七百町村、これを五カ年計画で  
やろうというわけですが、こうなる  
と、まあ本年度は五百町歩でありま  
すけれども、市町村の財政上相当大きな  
問題となつてくる、こう考えられるの  
ですが、この点について財政部長はど

ういふふうに検討しておられるか、お  
聞かせお願ひしたい。  
○後藤政府委員 私どもが伺つており  
ますのは、新市町村の建設計画の補  
助が出ますのは、団体にたくさん出て  
おりまして、農山漁村建設総合対策費  
という費目じゃないかと思つて、  
これは団体補助が大部分でございます  
して、市町村に直接行く部分はありま  
しても、ごくわずかではないかと考  
えております。団体補助のものが多く  
いうふうには私も考えております。

○川村(維)委員 私は団体補助である  
かどうかはつきりわかりませんが、  
も、今私が申し上げましたように、農  
山漁村建設総合対策の中に、いわゆる  
新しい村の一つの振興対策という意味  
で六百五十万円出させるわけですよ。  
一町村当たり六百五十万円、そのうち  
二百六十万円というのを補助するわけ  
です。そうすると残り三百九十万円と  
いうものが出し分がどこから出てくる  
か。これは結局六百五十万円予定して  
おりまして、農林省がするのは二百  
六十万円ですから、三百九十万円市町  
村の持ち分になる。実際の市町村の農  
村対策をやるのに、では一体農業協同組  
合から出させるのかどうかというこ  
とになると、これもおかしなものでして  
必ず市町村自体にこれはおいかぶさ  
ってくる問題だと見当をつけるわけ  
です。こうなりますと、これはわれわれ  
としまして、また自治庁として、  
このままですと見過ぎたのではない大  
きな問題だと思つて、市町村財政に大  
きな問題がのしかかつてきておる。おそ  
らく地方財政計画の中にも、そういうよ  
うなことは検討されていらないのじや  
ないか、こういうことを心配するわけ

すが、そういう点を一つよく聞いてお  
きたいと思つておる。  
○後藤政府委員 先ほども申しました  
ように、団体補助の形式をとつて参り  
ます。農業団体に補助する、従つて農  
業団体が負担をする、こういう格好の  
ものが大部分であります。従つて市町  
村には直接は関係がございませぬ。も  
ちろん市町村と農業団体との間で、多  
少市町村から持ち出す部分があるかも  
しれませんけれども、一応負担関係は  
そういうことになっておりますので、  
われわれの方から見ますと、やはりこ  
れは市町村のワケの外でやるので、財  
政的にはそういうことが言えると思  
つておる。しかしその負担を市町  
村がある程度かぶつていく可能性は  
ちろんあるかと思つておるけれども、財  
政計画の上ではそういうものは一応見てお  
りませぬ。

○川村(維)委員 われわれの方も一つ  
それも確かめなければ、よく調べ  
ておいていただきたい。これは市町村  
にすると少い額ではございませぬ。お  
願ひします。  
○中井委員 今川村さんがお尋ねに  
なつた新農村建設計画、これは現実の  
問題として全国各地で、一つおれのと  
ころは入れてもらわなかつたというこ  
とで運動が始まつた。突然のお尋ね  
で、あなた方も十分資料がないこと  
はわかりませんが、これはそういう計画を  
推進されると、地元がどれくらい金  
額を負担するのであるか、また市町村  
との関連はどうか。これは一つ自治  
庁においてさつそく連絡をしてもら  
い。というの、この新農村建設計画  
は、だんだんわれわれが研究してみま  
すと、ここ二、三年来自治庁が鳴りも

の入りで大いに宣伝して、議会が超党  
派的に推進をいたしました町村合併促進法  
に對する一つの大きな抵抗運動のよう  
な形になって現実に現われておる。こ  
の点は自治庁としてもつと注意して検  
討をしていただきたいと思つておる。  
申しますのは、一市町村単位でやる  
にかかわらず、あまり大き過ぎるとい  
うので、部落単位のそういうものを盛  
んに考へておる。部落単位でやるとい  
うことになれば、同一市町村の中で一  
つの部落だけは数百万円の補助金をも  
たらう、他の部落は全然もらわな  
ういふふうなことに奇妙な結果になるの  
ですよ。今それで方々でもめてお  
ります。これはもしどういふようなこと  
を政府が考へておるのであるならば、  
町村合併促進法に對する大きな問題が  
起つてきますから、この際自治庁側と  
しては強方に農林省の方に働きかけ  
てもらいたい、こういう意味において、今  
関連しまして至急計画の実情を調査を  
して、この次に報告してもらいたい。  
必要であればわれわれは、農林大臣と自  
治庁長官二人並べてお尋ねしてみたい  
と思つておる。

○門司委員 ちょっと話は違ひます  
が、これは財政計画の中に臨時雇  
いをかたりたくさん、九十億ばかり一  
見しておるだけだけれども、その臨時  
下にもう一つ臨時というものが實際に  
ある。これがどういふ作用をしてお  
るかという、これの作用がいわゆる失  
業救済事業費を食つたり何かして一  
つの大きな問題になつておる。これは地  
方公務員だけではない。国家公務員  
の中にもある。ことに建設省、農林省  
にたくさん持つておる。その身分は従  
つてはつきりしておらない。手続として

は大體職安からきたような手続を一  
つとして法的ないろいろな処置をの  
人も働いておる。こういうものを財政  
計画の面では一体自治庁はどう見てお  
るか。身分関係はあとの問題として、財  
政計画上これをどう見ておるかとい  
うことなのだ。臨時については去年の財  
政計画、ことしの財政計画で多少見て  
きておるようだけれども、こまま  
だ下りていない。財政計画上のあなた  
方の見方を一応話してもらいたいと思  
つておる。

○後藤政府委員 臨時職員の下にもう  
一つ臨時があるとおっしゃいますが、  
おそらく人夫賃ではないかと思つて  
おるわけでありまして、従つてその計画  
の中では財政的には見ておるわけあり  
ます。これは身分上の問題は別な問題  
であります。これはおっしゃる通りで  
あります。しかし、コンスタントに投資  
的経費というものは自治体におき  
ましては、そういうものは財政的に見  
ただけで、ある程度財政的にはそれ  
よいではないか、こういう考え方をし  
ておられます。それを身分別にどう臨時  
職員に持つておるか、他のちゃんとし  
た格好に持つていくかということ、  
別な問題としてあるように私どもは考  
えております。

○門司委員 私もそれはそう考へるん  
です。身分の問題は公務員法関係の問  
題で整理すべきであるということであ  
るが、実際問題としては、さつき言  
つたようにこれが一番下のものから事業  
計画についてはかなり大きな災いをして  
おる。だから今の臨時職員の中に  
は、これをだんだん減らしていくとい



う方針で、一般の職員に採用のできる分がある。この分はなかなか一般職員に採用できるものが少い。事実少いが、雇った形というものはさつき言ったような形になっておいて、これが事業費の中だけで操作されるということになると、やはりこれが失対費を食っていくという形がだんだん出てくると思う。やはり財政計画の中で、事業費というものの中に見てあるからいいということだけでなくて、多少の人員費を一応見るべきではないかということが考えられる。同時に事業費の中に見るなら、事業費の内訳にどれだけの人員費を見ておることがやはり考えられておらぬと、この問題の処置がなかなかつかない。小さな都市にはないかもしれないが、大都市ではどこでも一つの大きな悩みになっておると思う。だから、今のところ何もなければ何もないよいのだが、ここでもう一つ突っ込んで聞いておきたいことは、財政計画の上でそういうことが考えられるかどうか。

○後藤政府委員 事業費のうちで労務雑費的なものを抜き出して、それを給与費にはつきり出していくということは、これは事業によって非常に違って参りますから、財政計画の上でそれを明確にするのは不可能ではないかと考えます。

○大矢委員長 それではこの際理事の補欠選任についてお諮りをいたします。すなわち、理事でありました永田亮一君が去る九日一人委員を辞任せられましたため、理事が一名欠員になつておりますので、この補欠選任を行わなければなりません、この指名

は先例に従つて委員長より指名することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大矢委員長 御異議がなければ、理事は従前通り永田亮一君を御指名いたします。

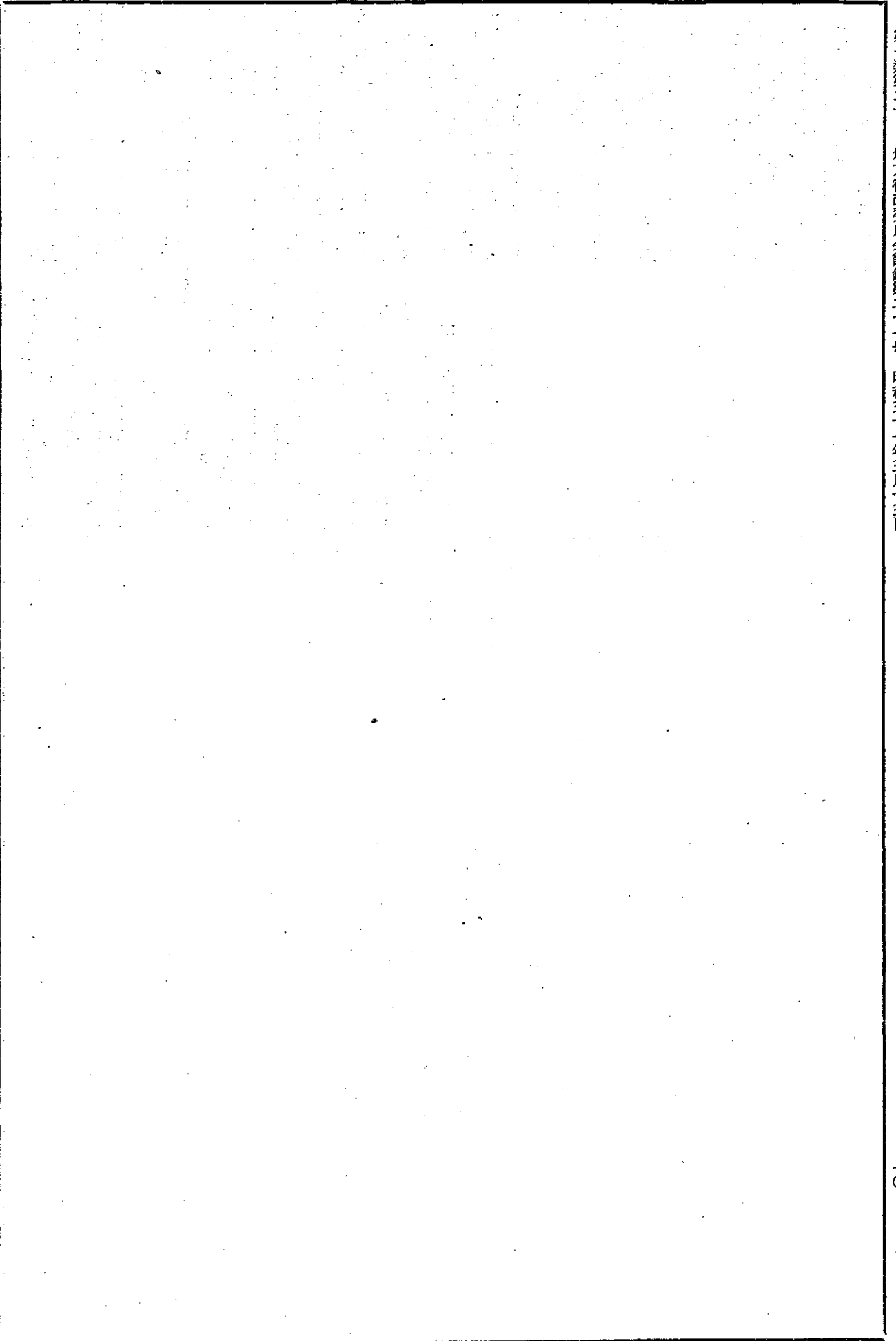
次に、小委員の補欠選任についてお諮りをいたします。すなわち、地方税法の改正に関する小委員でありました福井順一君が去る九日委員を辞任せられました結果、小委員が一名欠員になつております。この補欠選任をしなければなりません、これを委員長より指名することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大矢委員長 御異議がなければ、委員長より額額弥三君を小委員に御指名いたします。

次会は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会



昭和三十一年三月十五日印刷

昭和三十一年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局